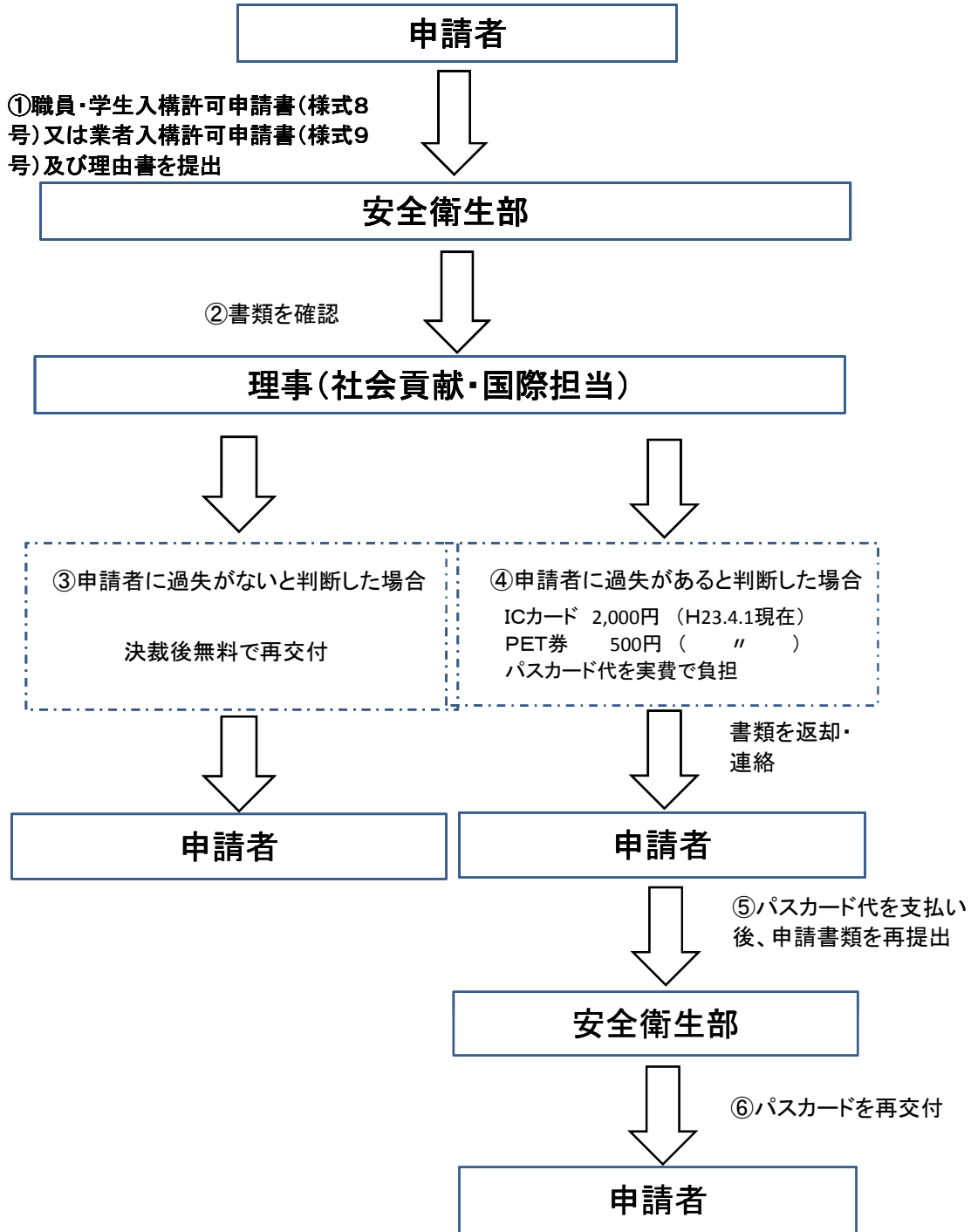


パスカード再交付フローチャート



- ① パスカードを紛失した者(以下「申請者」という。)は、職員・学生入構許可申請書(様式8号)又は業者入構許可申請書(様式9号)及び理由書(以下「申請書類」という。)を記載して安全衛生部に提出する。
- ② 安全衛生部は、申請書類を確認の上、理事(社会貢献・国際担当 以下「理事」という。)に申請者の過失の有無について判断を仰ぐ。
- ③ 安全衛生部は、理事が申請者に過失がないと判断した場合、無料でパスカードを再交付する。
- ④ 安全衛生部は、理事が申請者に過失があると判断した場合、申請書類を返却し、パスカードの実費額を負担してもらおう手続きを申請者に連絡する。
- ⑤ 申請者は、払込取扱票によりパスカードの実費額を郵便局に払込後、受領書の写しを返却された申請書の裏に貼り付けて、安全衛生部に提出する。
- ⑥ 安全衛生部は、提出した書類を確認し決裁後、申請者にパスカードを再交付する。